

第 79 回全国植樹祭基本計画（素案）作成業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和 25 年以来、毎年春季に（公社）国土緑化推進機構と開催都道府県の共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事である。

令和 11 年（2029 年）に鹿児島県で第 79 回全国植樹祭を開催するに当たり、開催理念、開催規模及び開催候補地等を定めた「第 79 回全国植樹祭基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定したところである。

本業務は、この「基本構想」に基づき、開催概要や式典計画、植樹計画等を盛り込んだ「基本計画（素案）」を策定するため、開催に係る企画案を募集し、企画・提案能力に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 契約者

第 79 回全国植樹祭鹿児島県実行委員会 会長 塩田 康一

(2) 業務名

第 79 回全国植樹祭基本計画（素案）作成業務

(3) 業務内容

別紙「第 79 回全国植樹祭基本計画（素案）作成業務委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 29 日（月）まで

(5) 委託金額の上限額

上限 5,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要領の公表・配布	令和 8 年 10 月 13 日（火）
プロポーザル等に関する質問の受付期限	令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時
プロポーザル等に関する質問の回答期限	令和 8 年 11 月 2 日（月）午後 5 時
参加申込書の提出期限	令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 5 時
企画提案書の受付期限	令和 8 年 11 月 18 日（水）午後 5 時
企画提案書のプレゼンテーション（審査を含む）	令和 8 年 11 月 25 日（水）予定
審査結果の通知・公表	令和 8 年 11 月下旬頃
業務委託契約の締結	令和 8 年 12 月上旬頃
成果品の提出	令和 9 年 3 月 29 日（月）

※事前説明会は開催しない。

4 参加資格

参加申込書及び企画提案書（以下「参加申込書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記（1）から（3）は構成するもののうちいずれかの者が満たし、さらに下記（4）から（11）までは構成する全ての者が満たしていることを要件とする。

- （1） 鹿児島県（以下、「県」という。）内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- （2） 過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）に完了した同種又は類似の大会※（以下「同種大会等」という。）において、基本計画策定又は大会運営等の受託実績を有する者であること。※同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会、類似大会：皇族御臨席の大会
- （3） 委託業務に当たり、過去 10 年間（平成 28 年度から令和 7 年度まで）に完了した同種大会等の基本計画策定又は大会運営等の業務に従事した経験を有する主任担当者及び総括責任者を配置できること。
- （4） 構成員が、本業務に係る他の共同企業体の代表者又は構成員を兼ねていないこと。
- （5） 役務の提供等の業務に関する契約等に係る競争入札参加資格要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号）第 7 条第 3 項に基づく入札参加を有すると決定されたものであって、当該資格を企画提案書の提出期限の時点で有する者であること。

なお、当該資格を有しないものは、企画提案書の提出期限までに資格審査要綱に基づく資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- （6） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （7） 鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
- （8） 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- （9） 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

- カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (10) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他鹿児島県知事が適当でない判断するものを除く。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて参加申込書等が提出された場合
- (3) 参加申込書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が委託金額の上限額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

6 質問書

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年10月26日（月）午後5時必着
- (2) 提出先 第79回全国植樹祭鹿児島県実行委員会事務局
- ・メール宛先：syokujusail@pref.kagoshima.lg.jp
 - ・メール件名：【法人名】（質問）第79回全国植樹祭基本計画（素案）作成業務
- (3) 提出方法
- 電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。
- 口頭又は電話による質問は受付けない。
- (4) 回答方法
- 質問に対する回答は、令和8年11月2日（月）午後5時までに、鹿児島県ホームページにて公表する。
- なお、質問書に対する回答は、本募集要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出書類

①	参加申込書兼誓約書（様式2）	1部
②	会社概要（様式3）	1部
③	過去の同種又は類似大会業務の受注実績（様式4）	1部
④	主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績（様式5）	1部
⑤	〔共同企業体の場合のみ〕 共同企業体の結成に係る協定書等の写し（任意様式。案でも可）	1部

※共同企業体の場合、②及び③の書類については構成企業ごとに1部提出すること。

- (2) 提出期限 令和8年11月9日(月)午後5時必着
- (3) 提出方法
電子メール、郵送(配達記録が残る書留等とする。)又は持参により提出すること。
なお、電子メールで提出する場合は電話により着信を確認すること。

- (4) 提出先
〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
第79回全国植樹祭鹿児島県実行委員会事務局
(鹿児島県環境林務部森づくり推進課全国植樹祭推進班)
TEL: 099-286-3380 電子メール: syokujusail@pref.kagoshima.lg.jp

- (5) 参加の決定及び通知
参加資格の確認については、参加申込書等の提出をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む)については、後日、参加申込書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。
なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

8 企画提案書等の提出

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとする。

- (1) 提出書類

①	企画提案書(任意様式)	10部
②	主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績(様式5)	10部
③	主任担当者等の経歴等(様式6)	10部
④	業務実施スケジュール(様式7)	10部
⑤	業務実施体制(様式8)	10部
⑥	共同企業体協定書写し(案でも可)※共同企業体のみ	10部
⑦	業務受託見積書(任意様式)	10部
⑧	大会概算費用見積書(任意様式)	10部

※④及び⑤については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

- (2) 提出期限 令和8年11月18日(水)午後5時必着
- (3) 提出先 上記7(4)と同じ
- (4) 提出方法
電子メール、郵送(配達記録が残る書留等とする。)又は持参により提出すること。
なお、電子メールで提出する場合は電話により着信を確認すること。
- (5) 提出書類の記載要領

- ① 企画提案書(任意様式)

基本構想を踏まえ、基本計画の各項目について具体的な企画・提案を行うものとし、次の事項に留意して作成すること。

なお、基本計画の内容については、実行委員会等で助言をいただく予定のため、変更が生じる可能性があることに留意すること。

ア 基本構想の「開催理念」及び「鹿児島県の特徴を活かした大会の基本方針」を踏まえた「鹿児島らしい」大会とすること。

（「第79回全国植樹祭基本構想」より）

【開催理念】

- ① 森林の有する公益的機能の重要性や森林整備の必要性、木の良さや木材利用の意義に対する理解を深めるとともに、多様な主体による自発的な森林づくりを推進するなど、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。
- ② 良好な森林環境を創出し、将来にわたって県民が森林の恩恵を享受することができる多様で健全な森林を育成するため、スギ・ヒノキ人工林の再造林・間伐などの森林整備や脱炭素社会の実現に向けた森林資源の循環利用、次代を担う人材の確保・育成を推進します。

【鹿児島県の特徴を活かした大会の基本方針】

- ① 全国植樹祭の開催を通じて、本県の多様で健全な森林を将来にわたり引き継いでいく意識の醸成がより一層図られる大会とします。
- ② 鹿児島県の多様で豊かな自然や多彩で豊富な食をはじめ、歴史、伝統、文化、特産品などの魅力を全国に向けて発信するとともに、県民一人一人がおもてなしの心でお迎えし、全国植樹祭に参加される方々の心に残るような大会とします。

イ 鹿児島県の多様で豊かな自然や多彩で豊富な食をはじめ、歴史、伝統、文化、特産品などの魅力を最大限に発信できる大会とすること。

ウ 式典演出（プロローグ、メインアトラクション、エピローグ）について、イメージ図等を用いてわかりやすく記載すること。

エ 皇室関連行事にふさわしい厳粛で品格のある行事の構成とすること。

オ 式典会場候補地の立地条件や収容能力、招待者の導線や警備等を考慮しながら、大会を円滑に運営できる会場レイアウトとするとともに、招待者の安全性、快適性、衛生環境等にも配慮した効果的な会場整備計画とすること。

カ 会場において使用する備品や仮設構造物等については、鹿児島県産の木材を可能な限り使用するとともに、開催後の活用方法についても提案すること。ただし、お野立て所については、デザイン及び仕様を別途公募する予定であるため、本業務における提案は不要とする。

キ 招待者に鹿児島県の良さをアピールし、関係人口の創出に繋がるよう、おもてなし・魅力発信の方策を提案すること。

ク 大会開催に向け、準備段階から県民の機運を醸成させる効果的なイベント・広報・宣伝に関する方策を提案すること。その際、式典会場の所在する地域だけでなく、県全体で機運醸成が図られるよう留意すること。

ケ 県内の多様な主体の参画による県民総参加の大会とするため、開催機運を高めるイベント等の記念事業を薩摩地域・大隅地域・離島地域の各地域において最低1件ずつ計3件以上提案すること。

コ 式典行事に参加できない県民等にも式典行事をリアルタイムに感じてもらえるサテライト会場を薩摩地域・大隅地域・離島地域の各地域に1箇所以上設定するとともに、サテライト会場での催しについて具体的な企画やイメージ図等によりわかりやすく提案すること。

※ サテライト会場は、多くの県民等の参加が期待できる場所とし、式典会場及びサテライト会場がそれぞれ近接することなく、全県民が容易にアクセスできる地域に設置されるよう地域バランスにも配慮すること。

サ 大会に係る物品や業務の手配、出演者等については、可能な限り鹿児島県内で確保する計画とすること。

シ 可能な限り経費節減に努めるとともに、限られた予算の中で最大限の効果が期待される計画とすること。

ス 省エネ・省資源やごみの削減、グリーン購入など、可能な限りSDGsに配慮した計画とすること。

セ 全ての参加者が安全かつ円滑に参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。

ソ 地震など災害発生時の対応を盛り込んだ計画とすること。

② 主任担当者等の同種又は類似大会の業務実績（様式5）

配置予定が過去に従事した同種又は類似大会の業務実績について記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

③ 主任担当者等の経歴等（様式6）

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

④ 業務実施スケジュール（様式7）

企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、業務工程等を記載すること。

⑤ 業務実施体制（様式8）

配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。

⑥ 共同企業体協定書写し（任意様式）

共同企業体の結成に係る協定書等の写し

⑦ 業務受託見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、項目ごとの明細等をできる限り明らかにすること。

⑧ 大会概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき大会を実施する場合の経費を算出し、見積書を提出すること。

年度区分及び項目ごとの明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容は全て見積書に記載すること。なお、価格は税込み（10%）とする。

(6) 記載留意事項

① 企画提案は、1提案者につき1提案とする（複数提案は不可）。

② 読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。

③ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

④ 用紙は原則としてA4サイズ（縦）とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。

⑤ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内（表紙を含む）とする。なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントする。

9 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和8年11月25日（水）予定（詳細な時間については別途通知する。）
- (2) 場 所 鹿児島市内（詳細な場所については別途通知する。）
- (3) 出席者 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。なお、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行うこと。
- (4) 実施時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度。
- (5) 実施方法
 - ① 説明は企画提案書により行うこと。
なお、必要に応じて資料をプロジェクターに投影することができるが、投影資料は企画提案書の中から抜粋すること。
 - ② プレゼンテーションの場で新たな資料の配布は認めない。
 - ③ パソコンを使用する場合は当日持参すること。
なお、プロジェクター（HDMI 端子）及びスクリーンは事務局が用意する。

10 審査及び選定方法

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。なお、最高順位の点数の合計を審査員の数で除した点数が60点未満となる場合は、この限りではない。

また、企画提案者が1者のみの場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合計を審査員の数で除した点数が60点以上あれば最優秀提案者として選定する。

11 審査基準

事項ごとに次のとおり配点（合計100点満点）することとし、詳細は別表「審査項目及び審査の視点」のとおり。

- (1) 企画提案に関する事項（60点）
基本構想の理解度（15点）、企画提案内容（35点）、企画提案内容の実現性（10点）
- (2) 業務遂行能力に関する事項（25点）
業務経験（10点）、業務遂行計画（スケジュール）（5点）、組織体制（10点）
- (3) 価格に関する事項（15点）
業務受託見積価格の妥当性・多寡（5点）、
提案内容に基づき大会を開催する場合の大会概算費用見積価格とその費用対効果（10点）

12 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面にて通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果についての異議申立ては受け付けない。

13 契約の締結

上記 12 で、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。協議が不調のときは、上記 10 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

14 契約保証金

鹿児島県契約規則第 33 条第 9 号の規定により免除する。

15 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写（実行委員会内及び審査委員会での利用に限る。）するものとする。
- (4) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年条例第 113 号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象になる。
- (5) 上記 4 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (6) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができる。
- (7) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、第 79 回全国植樹祭鹿児島県実行委員会に帰属するものとする。
- (8) 本プロポーザルによって収集した個人情報については、本業務以外には利用しない。
- (9) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。

16 問合せ先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

第 79 回全国植樹祭鹿児島県実行委員会事務局

（鹿児島県環境林務部森づくり推進課内）

電話：099-286-3380 電子メール：syokujusail@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙)

審査項目及び審査の視点

審査項目	審査の視点	配点
基本構想の理解度	・ 本事業の実施に当たって、第 79 回全国植樹祭基本構想の内容を理解し、反映しているか。	15 点
企画提案内容	・ 行幸啓行事としての品位があり、かつ、鹿児島県の魅力を存分に活かし発信するための創意工夫がみられるか。 ・ 会場条件等を踏まえ、大会を円滑に運営できる会場整備計画となっているか。	35 点
企画提案内容の実現性	・ 企画提案内容が実現性の高いものとなっているか。	10 点
業務経験	・ 行幸啓行事等の類似業務の実績を有し、提案する内容と類似の内容を実現した経験を有しているか。	10 点
業務遂行計画	・ 業務フロー及び業務行程は実現可能なものとなっているか。	5 点
組織体制	・ 業務が確実に遂行されるよう、具体的に適正かつ必要な体制が確保されているか。	10 点
本業務の受託見積価格の妥当性・多寡	・ 積算根拠が明確に明示されており、提案内容に対する各所要経費は妥当か。	5 点
大会概算費用見積価格と費用対効果	・ 企画提案書に記載された内容がすべて見積書に反映されているか。 ・ 積算根拠が明確に明示されており、経費削減を意識した積算となっているか。	10 点
合 計		100 点